

王滝村消防団の設置に関する条例

（昭和 49 年 6 月 18 日 条例第 27 号）

（設置）

第 1 条 消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 9 条の規定により、消防団を設置する。

（名称及び管轄区域）

第 2 条 消防団の名称及び管轄区域は、次のとおりとする。

名 称 王滝村消防団

管轄区域 王滝村の区域

附 則

この条例は、公布の日から施行する。